

2022年度 山口県ゴルフ協会主催・主管競技における行動規範

2022年度山口県ゴルフ協会主催・主管競技において、山口県ゴルフ協会競技委員会は規則 1.2b に従い下記のとおり行動規範を規定する。

1. プレーヤーは、委員会が立ち入ることを禁止したプレー禁止区域に入ってはならない。
2. プレーヤーの受け入れられない行動とは：
 - ・コースの保護をしない（例えばバンカーをならさない、ポールマークを修復しない等）
 - ・受け入れられない言動。
 - ・クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。
 - ・他のプレーヤー、レフェリー、または観客に失礼な態度をとる。
 - ・円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し、合理的理由もなく無視あるいは拒否すること。
 - ・ラウンド中、携帯電話で私用の通話をする事。
※セルフ競技では、緊急時の連絡のため、携帯電話のコース内への持ち込みを認めるが、その場合、電源をオフにするか、着信音・バイブレーションともオフにすること。
3. 山口県ゴルフ協会主催競技における服装について（ドレスコード）
山口県ゴルフ協会主催競技における服装は、開催クラブのドレスコードを遵守するものとし、下記のことを推奨する。
 - ・ゴルフ場に来場の際はジャケットまたはブレザーを着用する。
 - ・プレーの際はゴルフウェアまたは襟付きのスポーツシャツを着用する。
 - ・半ズボンの場合はソックスを着用する。また、短パンの着用は不可とする。
 - ・ジョギングパンツ、トレーナー、作業衣、ジーンズ、Tシャツ、迷彩柄のウェア、カーゴパンツ等一般にゴルフウェアでないものの着用は不可とする。
 - ・危険防止のためプレー中は帽子を着用する。
 - ・プレーの際はシャツの裾はズボンの中に入れる。
 - ・タオル等を腰、首、肩に巻いたり、下げたりすることは不可とする。

4. 行動規範の違反に対する罰

- ・行動規範の最初の違反 — 警告（次の違反は罰を受けることを告げられる）
- ・2回目の違反 — 一般の罰
- ・3回目の違反や重大な非行 — 失格

5. 重大な非行とは：

- ・無届欠場、改ざん等を含む。
- ・社会規範から逸脱した行為。

*重大な非行には下記の制裁、処分がある場合がある。

<1.2a/1-重大な非行の意味>

規則 1.2a の「重大な非行」という言葉は、競技会からプレーヤーを排除するという最も厳しい制裁措置が正当化されるほどに、ゴルフで期待される規範から大きく逸脱したプレーヤーの非行を扱うことを意図している。そうしたことには、不誠実、別のプレーヤーの権利を妨げる、あるいは他人の安全を脅かすことを含む。

重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動の例は次を含む：

- ・パッティンググリーンへ深刻な損傷を故意に与える。
- ・コースセットアップに異議を唱え、ティーマーカーや境界杭を独断で決めて動かす。
- ・別のプレーヤーや観客のいる方向に向けてクラブを投げる。
- ・他のプレーヤーがストロークを行っている間に故意に気を散らす。
- ・他のプレーヤーからルースインペディメントや動かせる障害物をその場所に残しておいてほしいと依頼された後で、他のプレーヤーの不利益となるようにそのルースインペディメントや動かせる障害物を取り除く。
- ・ストロークプレーで、別のプレーヤーの障害となる場合に、止まっている球の拾い上げを繰り返し断る。
- ・プレーヤーのパートナーの支援となるように（プレーヤーのパートナーがパッティンググリーンの球の曲がり具合を知る手助けとなるようにするなど）、故意にホールとは別の方向にプレーしてからホールに向けてプレーする。
- ・故意に規則にしたがってプレーせず、その関連する規則の違反に対して罰を受けるが、そうすることで潜在的にかなりの利益を得る。
- ・下品あるいは不快な言葉遣いを繰り返す。
- ・不当な利益をもたらす目的で取得したハンディキャップを使う、またはそうしたハンディキャップを取得するためにプレーしているラウンドを利用する。

非行を伴うが、重大な非行とみなされる可能性が低いプレーヤーの行動の例は次を含む：

- ・クラブを地面に投げつけ、そのクラブを損傷させるが、芝へ与えた損傷は小さい。
- ・ゴルフバッグに向けてクラブを投げたところ、意図せず別の人に当たってしまう。
- ・不注意で別のプレーヤーがストロークを行うときに気を散らしてしまう。

6. 制裁及び処分

- i) 戒告、口頭もしくは文書による注意
- ii) 期間を定めた出場停止
- iii) 山口県ゴルフ協会主催競技からの除名

7. 新型コロナウイルス感染症対策のための要請

新型コロナウイルスの感染を避けるため、競技中は委員会の感染症予防対策に協力しなければならない。

- ・クラブハウス内での予防対策事項の遵守（手洗い・マスク着用など）。
- ・ラウンド中、可能な限りソーシャルディスタンス（約2m）を保つこと。
- ・ラウンド中、大きな声を出す等、感染する可能性のある行動をしないこと。
- ・体調不良を少しでも感じたら、コース上のすべての人のために競技を棄権し、競技委員等に申し出ること。
- ・ウィルス感染の状況は常に変化することを理解し、その他委員会の要請には随時従うこと。

※本項の要請事項、禁止事項に反しただけでは罰は課さないが、故意に無視した、委員会や他のプレーヤーからの注意があったにもかかわらず、再び同じ行動をした場合、委員会はそのプレーヤーを失格にし、以降 1 年間の主催競技への参加資格を停止する。

- ・健康観察表の提出が義務付けられている場合、必ず提出すること。提出がない場合、その競技への出場を認めない。また、健康観察表の記載内容により感染が疑われる場合、その競技への出場を認めないことがある。虚偽の申告が発覚した場合、委員会はそのプレーヤーを失格にし、以降 1 年間の主催競技への参加資格を停止する。